

2018 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験  
憲法・民法・刑法

(180分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は、憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペン（但し、フリクション等の消せるボールペンは不可）または黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 憲法

### 【第1問】

以下の【事例】を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

### 【事例】

Y県立A高等学校の校長Bは、201\*年度の卒業式に先立ち、A高校に勤務する教職員に対して国歌斉唱の際に起立斉唱行為を命ずる旨の職務命令を発した（以下、「本件職務命令」という。）。

同校の教諭Xは、戦前の日本の軍国主義やアジア諸国への侵略戦争を反省し、平和を志向する考えをもっている。Xは、国歌の「君が代」が戦前の軍国主義と天皇主義を象徴すると考え、国歌の起立斉唱をどうしてもしたくないと思っていた。

ただ、校長Bが職務命令に違反すると懲戒処分がなされる旨述べていたことから、卒業式当日、Xは、やむを得ず起立した。しかし、Xは起立しただけで国歌を歌わなかった（以下、「本件行為」という。）。その様子は、卒業式の会場である体育館全体を見渡している限りでは気づかれないようなものであったが、校長Bは、国歌斉唱の際、教職員席を注視し教職員らの口元をチェックしており、Xが起立しながら国歌を歌っていないことに気づいた。

Bは本件行為に関わる事実をY県教育委員会に報告した。Y県教育委員会は、Xを呼び出して事実を確認した上で、Xに対し、本件行為は地方公務員法32条及び33条に違反するとして、戒告処分をした。これに対し、Xは処分の取消しを求める訴えを提起した。

### 〔設問1〕

上記事例を検討する際に参照すべき最高裁判例を挙げ、その事実と判決の概要を説明しなさい。

### 〔設問2〕

あなたがXから依頼を受けた弁護士で、Xの戒告は不当だと主張するとすれば、その主張はどのようなものとなるか。憲法上の問題に触れつつ書きなさい。

### 【第2問】

「法律上の争訟」とは何か、説明しなさい。また、これに該当しない例を1つ挙げなさい。

## 専門論文試験 民法

### 【問題 1】

以下の【事例 1】【事例 2】を読んで、〔設問 1〕〔設問 2〕に答えなさい。

### 【事例 1】

Aは、大学の授業で教科書に指定された『民法の基礎 1』を買うつもりで書店Bに赴き、誤って『民法の基本 1』を手にとってレジに差し出し、代金を支払った。

### 【事例 2】

Cは、画商Dから、絵画甲を購入した。甲は有名画家Mの作品ということだったので、Cは500万円（甲がM作の本物だった場合の相当額）を支払ったが、実際には美大生による模写であり、二束三文の価値しかなかった。

### 〔設問 1〕

【事例 1】【事例 2】は、いずれも意思表示につき錯誤が問題となる事例であるが、それぞれ何と呼ばれる錯誤であり、それはどのような意味で「錯誤」であるのか、説明しなさい。説明においては、両者の違いを明確にすることに留意しなさい。

### 〔設問 2〕

【事例 1】と【事例 2】では、民法95条の適用に関して、どのような違いがあるか。

### 【問題 2】

以下の【事例】を読んで、〔設問〕に答えなさい。

### 【事例】

Xは、平成30年1月10日、Yから、Yが所有する中古自動車（甲）を購入し、その日に代金300万円を支払った。引渡しは、甲の整備が済んでいないということで、1月15日に行われることになった。ところが、1月12日に、Yが甲を保管していた倉庫が隣の工場の火災の類焼によって全焼し、甲は焼失してしまった。

### 〔設問〕

Xは支払った代金を取り戻すことができるか。

## 専門論文試験 刑法

### 【問題】

以下の【事例】を読んで、〔設問〕に答えなさい。

### 【事例】

Xは、大麻の密輸入を企て、タイから骨董品の仏像の中に大麻を隠して、東京で骨董品店を共同経営していた店に宛てて航空貨物便で発送するようブローカーに依頼して帰国した。

この貨物は、新東京国際空港に到着後、情を知らない配送業者によって輸入申告がなされ、その際行われた税関検査の結果、仏像内に隠された大麻が発見された。税関と警察は、麻薬特例法にもとづいて、コントロールド・デリバリーを実施することにし、配達業者に捜査協力を要請した。配送業者が承諾したのち税関長の輸入許可がなされ、捜査当局の監視の下に配送業者が航空貨物を受け取ってXが共同経営する骨董店に配達し、Xが荷物を受け取ったところで現行犯逮捕した。

なお、一般に「輸入」とは、外国から本邦へ到着した荷物を本邦に引き取ることをいうが、関税法109条1項などの禁制品輸入罪については、海路の場合は陸揚げされたとき、空路の場合は取りおろしをしたときが輸入行為であるとされており、保税地域（保管倉庫）を経由する場合は、保税地域から本邦に引き取った時点が既遂時期とされている。

また、「コントロールド・デリバリー」とは、捜査機関が規制薬物等（本件では「大麻」）を発見した場合、十分な監視の下にその運搬を継続させて、禁制品の不正取引に関与する背後の中心人物を割り出す捜査方法をいう。

### 〔設問〕

Xは、保税地域である上記倉庫を経由して、捜査当局の監視の下に、配達業者が上記航空荷物を受け取って、本邦でこれをXが引き取ったわけであるが、これは、禁制品輸入罪の既遂なのか、未遂なのかについて論じなさい。